明治安田損害保険株式会社

令和８年１１月２０日からの大雪により
被害を受けられたみなさまにお見舞いを申しあげます

このたびの令和８年１１月２０日からの大雪により被害を受けられましたみなさまに、心よりお見舞い申しあげます。

当社では、次の連絡先におきまして、ご契約者のみなさまからの被害のご連絡やご相談を承っておりますので、ご利用くださいますようご案内申しあげます。

■ご契約に関するご相談等（※携帯電話からもご利用いただけます）

・お客さま相談室（平日（９：００～１７：００）のご連絡）

保険商品	フリーダイヤル
すべての保険商品	０１２０－２５５－４００

※夜間・休日につきましては、受付専用となります

■事故のご連絡（※携帯電話からもご利用いただけます）

（１）平日（９：００～１７：００）のご連絡

保険商品	フリーダイヤル
傷害保険 （除、一時払退職者傷害保険）	０１２０－５５９－３３６
所得補償保険	０１２０－１１３－１３６
医療保険	０１２０－７３３－３６７
一時払退職者傷害保険	０１２０－４００－８１１
火災保険、新種保険	０１２０－５５０－３４６

（２）夜間・休日（上記（１）以外）のご連絡

保険商品	フリーダイヤル
すべての保険商品	０１２０－５５０－３４６

また、このたびの令和８年１１月２０日からの大雪に係る災害救助法が適用された地域で被災されたご契約者のみなさまを対象に、「契約継続の更改手続き」ならびに「保険料のお払込み」につきまして、一定期間の猶予を設ける等の特別措置（※）を実施いたします。本措置の適用をご希望のお客さまは、担当者、または当社連絡先にお問い合わせください。

（※）災害救助法適用日から６ヵ月後の月末までを限度として猶予させていただくものです。

＜令和８年１１月２０日からの大雪に係る災害救助法が適用された地域につきましては、
内閣府ＨＰ（災害救助法の適用状況）をご参照ください＞

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html